

証券コード 3611
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株 主 各 位

広島県福山市宝町4番14号
株式会社マツオカコーポレーション
代表取締役社長執行役員 松岡 典之

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第69回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.matuoka.co.jp/ir/library/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、インターネット又は書面により議決権を行使いただく場合には、後記の「議決権行使の方法
についてのご案内」をご参照のうえ、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いた
だき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上
げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 1. 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
- (2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- (3) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前 10時

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後 6 時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面（郵送）による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後 6 時到着

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

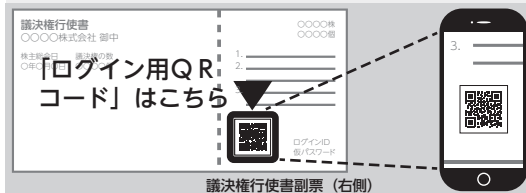
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、**2025年6月26日（木曜日）午後6時まで**に、スマートフォン又はパソコンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使いただきますようお願いいたします。なお、当日総会にご出席の場合は、議決権行使書のインターネット又は郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



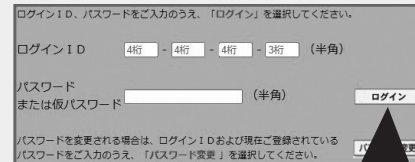
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. スマートフォン又はパソコン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) スマートフォン又はパソコンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中東情勢をはじめとした海外の地政学的リスクの継続、欧米における政策金利動向や為替及び株式市場の大きな変動、中国における経済成長の停滞、さらには米国の政策変更に伴う影響が一部で顕在化するなど、不安定な状況が続きました。

わが国経済においては、企業収益の改善とともに雇用・所得情勢は底堅く推移、インバウンド需要の拡大等により緩やかな景気回復基調にある一方で、物価上昇や世界経済に起因する下振れ懸念が継続する等、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループにおける受注の状況につきましては、アパレル製品の需要が概ね順調に推移し、アパレル業界における気候要因の在庫調整も秋口には一服したため、縫製事業においては堅調な受注を維持しました。また、生地加工の分野においても強みである技術力が欧米顧客を中心に評価され、引き続き高付加価値製品の受注につながりました。

生産の状況につきましては、縫製事業において、かねてより注力してきた中国からASEAN諸国等への生産地シフトを継続し、ベトナムやバングラデシュの工場を中心に生産能力の向上を図りました。

当社グループが展開する国ごとの生産状況は以下のとおりであります。

(中国)

かねてより進めているASEAN諸国等への生産地シフトを推進し、最適地での生産体制を整備しながら、中国では、熟練したオペレーターの高い縫製技術を活かしたサンプル作成や短納期を要望する顧客のニーズに対応しました。生地加工の分野においては、強みである技術力が欧米顧客を中心に評価され、高付加価値製品の受注につながり業績を大きく伸長させました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は257億9百万円（前期比18.7%増）となりました。

(ベトナム)

2023年3月期に新設したAN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTD第3期・第4期工場、THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO., LTD工場では、堅調な受注状況に合わせて徐々に生産ラインの増設を実施しました。既存工場においては、熟練したオペレーターの縫製技術を活かした縫製難易度が高く付加価値の高いアイテムの生産を行い業績向上に寄与しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は201億43百万円（前期比24.1%増）となりました。

(バングラデシュ)

2023年3月期に新設したISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH. LTD.第2期工場では、生産体制の整備に取り組みました。期の後半では生産ラインの増設を行い、生産効率のデータ化・見える化に寄与する設備を活用しながら、効率的な生産ラインの構築に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は185億62百万円（前期比18.0%増）となりました。

(インドネシア)

PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA工場においては、持続的な業績向上につなげるため、主要な生産品目を変更したことから一時的に生産性が低下しましたが、翌期以降に向けた生産体制の整備に注力しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は29億50百万円（前期比15.2%減）となりました。

(ミャンマー)

不安定な国内情勢が続くも、工場独自の新規顧客開拓を継続し受注獲得につなげることで、稼働率も安定的な水準で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は32億13百万円（前期比4.2%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は705億79百万円（前期比17.3%増）、営業利益は4億33百万円（同45.3%減）となりました。また、経常利益は為替差益等の計上により41億99百万円（同6.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は26億円（同5.8%増）となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は21億20百万円であり、その主なものは、日本本社の新社屋建設、TM Textiles & Garments Ltd.工場、PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA工場、AN N AM MATSUOKA GARMENT CO., LTD 第3期・第4期工場、ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH. LTD.第2期工場、THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD工場の生産ラインの増設、生産効率向上のための設備等の購入に係る支出であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当期においては設備投資及び運転資金の確保を目的として、短期借入金24億90百万円、長期借入金5億90百万円を調達しました。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期 (2024年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高	51,056	62,778	60,176	70,579
経 常 利 益	1,037	3,202	4,493	4,199
親会社株主に帰属する 当期純利益	559	1,676	2,457	2,600
1株当たり当期純利益 (円)	57.06	170.30	246.03	259.47
総 資 産	51,879	59,295	65,697	72,453
純 資 産	29,444	32,305	36,061	40,529
1株当たり純資産額 (円)	2,739.57	2,950.89	3,329.08	3,598.26

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期 (2024年3月期)	第69期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高	21,846	29,739	30,168	36,667
経 常 利 益	765	2,209	4,734	2,590
当期純利益又は 当期純損失(△)	△193	2,295	3,418	1,298
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△19.71	233.19	342.31	129.56
総 資 産	29,401	38,635	42,909	46,022
純 資 産	17,172	19,282	22,339	23,182
1株当たり純資産額 (円)	1,751.88	1,930.69	2,235.78	2,221.12

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2025年度を計画期間とする中期経営計画「ビジョン2025」の基本戦略である「サプライチェーンの更なる多元化推進と、『良質なものづくり』の一層の強化」、「新素材開発及び新たな製品開発への取組推進」、「主力OEM事業における営業力の強化」を対処すべき課題と認識しております。

アパレル業界、縫製を取り巻く環境は確実に変化しており、生産地において縫製工場（つくり場）が減少したことを背景として、地政学的リスクや相互関税問題に対する懸念から、より有利な環境下での生産を模索し、生産地の見直しや振替を検討する顧客ニーズが高まりました。加えて、ODM生産への要請や、市況を見ながらのオーダーに迅速に対応するクイックレスポンスや多品種小ロット生産への要望が高まるものと想定され、生産現場ではこれまで以上の柔軟性をもった対応が必要とされるものと考えます。このような顧客ニーズに対し、当社グループでは、かねてより取り組んでいる中国からASEAN諸国等への生産地シフトを進め、ベトナム・バングラデシュを中心に工場の生産キャパシティを拡大しております。さまざまな環境変化へ適応して、顧客ニーズに対応できるグローバルな生産体制を強化し、回復するアパレル製品需要と顧客の求める品質に應えるため、サプライチェーンの多元化、強靱化を目指し、営業力の強化につなげてまいります。

また、主に生地加工の事業において、顧客である国内外のアウトドアウェアメーカーやアパレルメーカー等と連携し、共同で消費者が求める高品質な素材の開発を進めております。環境負荷低減の観点から、化学品使用に関する世界各国の環境規制を遵守した素材開発及び生産手法の研究を推進し、製品の優位性を高めるとともに顧客信頼度の向上を図ってまいります。引き続き、強みである高い生産技術や素材開発力を磨き、将来の事業拡大、利益貢献に資する取り組みを続けてまいります。

グループ全体としても、スマートファクトリー化をさらに進めるべく、システム投資を拡充していくことを検討しております。スマートファクトリー化の本格化、工場での「見える化」推進、本社との連携強化による生産性向上といったシステム投資は次期中期経営計画の柱の一つと考えております。

グループ全体でのシステム投資により生産性のさらなる向上を目指すとともに、人財を最大限に活かせる環境を整備することで、あらたなステージの利益を創出してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
茉織華実業（集団）有限公司	28,030千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
浙江茉織華貿易有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルOEM事業
上海茉織華服飾有限公司	6,000千米ドル	25.0% (100.0%)	アパレルOEM事業
宿遷茉織華服装有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルOEM事業
嘉興徳永紡織品有限公司	19,600千米ドル	86.2% (97.8%)	アパレルOEM事業
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	25,000千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	9,500千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	36,990千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	8,600千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
JDT VIETNAM CO.,LTD	10,000千米ドル	— (97.8%)	アパレルOEM事業
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	1,232千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
MK APPARELS LTD.	668,091千 バングラデシュタカ	— (100.0%)	アパレルOEM事業
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	23,600千米ドル	65.3%	アパレルOEM事業
TM Textiles & Garments Ltd.	1,100,000千 バングラデシュタカ	— (65.3%)	アパレルOEM事業
ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	2,061,096千 バングラデシュタカ	100.0%	アパレルOEM事業
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	22,000千米ドル	51.0%	アパレルOEM事業

(注) 出資比率の（ ）内の比率は、子会社を通じて所有する出資比率を加えた比率を記載しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、メンズ・レディースのカジュアルウェアを中心に、商品企画、生地調達、生地生産、縫製加工に至るまでのアパレルOEM事業を営んでおります。

(8) 企業集団の主要拠点等（2025年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	広島県福山市
東京事務所	東京都中央区

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
茉織華実業（集団）有限公司	中華人民共和国 浙江省
浙江茉織華貿易有限公司	中華人民共和国 浙江省
上海茉織華服飾有限公司	中華人民共和国 上海市
宿遷茉織華服装有限公司	中華人民共和国 江蘇省
嘉興徳永紡織品有限公司	中華人民共和国 浙江省
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 フート省
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 バクザン省
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ゲアン省
THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ゲアン省
JDT VIETNAM CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ビンズオン省
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市
MK APPARELS LTD.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	中華人民共和国 香港特別行政区
TM Textiles & Garments Ltd.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	バングラデシュ人民共和国 パブナ県
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	インドネシア共和国 スバン県

(9) 企業集団の従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
19,635名	2,357名増

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167名	18名増	42.5歳	8.5年

(注) 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

(10) 当社の主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	7,587百万円
株式会社広島銀行	3,636百万円
株式会社みずほ銀行	2,053百万円
株式会社国際協力銀行	652百万円
株式会社商工組合中央金庫	100百万円

(11) 剰余金の配当に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、剰余金処分につきましては、事業の持続的成長のための新規投資や、財務の健全性、経営環境の変化に耐え得る経営基盤充実のための内部留保とのバランスを総合的に考慮しながら、連結配当性向30%を目安に経営成績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期については、期末配当として1株当たり90円の利益配当を予定しております。

なお、当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当が取締役会、期末配当は株主総会であります。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

38,500,000株
- (2) 発行済株式総数

10,532,600株（自己株式95,162株を含む）
- (3) 株主数

4,367名（自己株式分を含む）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
合 同 会 社 マ ツ オ カ カ ン パ ニ ー	1,775,000	17.00
松 岡 典 之	1,241,300	11.89
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	250,000	2.39
倉 敷 紡 績 株 式 会 社	250,000	2.39
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	245,000	2.34
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	238,050	2.28
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	225,000	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	200,300	1.91
J P J P M S E L U X R E N O M U R A I N T P L C 1 E Q C O	197,275	1.89
U B S A G S I N G A P O R E	185,000	1.77

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2016年3月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額

払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額

1個につき482,000円
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使条件
- ④ 新株予約権の数

150個
- ⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式75,000株
(新株予約権1個につき500株)
- ⑥ 新株予約権の行使期間

2018年3月19日から2026年2月18日まで
- ⑦ 当事業年度末時点の当社役員の保有状況

	名称	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第1回新株予約権	33個	3名

(注) 1. 当社は2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の行使価額は964円、新株予約権1個につき目的となる株式の数は500株となっております。
2. 社外取締役及び社外監査役には新株予約権を付与しておりません。
3. ①～⑥については、2016年3月9日開催の取締役会決議時点における内容を記載しております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
2022年9月28日付発行の当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2022年9月28日発行)	
決議年月日	2022年9月9日
新株予約権の数(個) (注) 1	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,605,900
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	934
新株予約権の行使期間	2022年9月28日～2027年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 934 資本組入額 467
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円) (注) 1	1,500

新株予約権付社債の発行時（2022年9月28日）における内容を記載しております。

- (注) 1. 2025年3月7日において、新株予約権の半数（24個）の行使請求が行われ、普通株式411,200株を交付しております。その結果、当連結会計年度末時点の新株予約権の数は24個、転換型新株予約権付社債の残高は750百万円となっております。
2. 2024年6月27日開催の定時株主総会において、年間配当を1株につき50円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、本新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2024年6月27日以降、転換価額を928.1円、資本組入額を464.05円に調整しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 岡 典 之	社長執行役員 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President
取 締 役	渡 邊 篤 史	常務執行役員 事業本部長 兼 事業1部長
取 締 役	田 村 保 治	常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画室長 兼 人事部部长
取 締 役	馬 場 誠	上席執行役員 事業本部 生産技術担当
取 締 役	金 子 浩 幸	上席執行役員 管理本部 経理財務担当
取 締 役	松 岡 辰 徳	上席執行役員 管理本部 総務部部长
取 締 役	辻 和 克	特命担当
取 締 役	江 島 貴 志	株式会社シモエ 取締役副社長
取 締 役	中 川 康 明	
常 勤 監 査 役	栗 山 文 宏	
常 勤 監 査 役	郷 英 訓	
監 査 役	岡 耕 一 郎	せとうち中央法律事務所 所長
監 査 役	松 本 久 幸	株式会社Stand by C 代表取締役

- (注) 1. 取締役江島貴志氏及び中川康明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 2024年6月27日開催の第68回定時株主総会において、渡邊篤史氏、松岡辰徳氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査役岡耕一郎氏及び松本久幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役郷英訓氏及び松本久幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 当該方針の決定の方法

2021年2月12日に当社取締役会で決定しております。

b. 当該方針の内容の概要

取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬等）で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額が上限となっております。

基本報酬は、取締役に対し、職位や職責に応じて、固定的な報酬として毎月支給しているものであります。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。

賞与に関しては、会社の事業成果等を反映し支給される場合があり、固定報酬であります。賞与の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。賞与を支給する場合は決定方針に基づき報酬額を決定した後、速やかに支給し、具体的な時期は取締役会が代表取締役に一任しております。

非金銭報酬は、取締役（社外取締役を除く）に対して中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとするため、株式報酬として金銭報酬債権を払込金額とした譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式を発行しております。また、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償で取得します。非金銭報酬の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で決定され、当該金額の金銭報酬債権を払込金額として譲渡制限付株式で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定いたします。支給時期については、取締役会において決定いたします。

基本報酬及び賞与と非金銭報酬との割合の決定については、各報酬の限度額の範囲内で、経営状況や各取締役の職責等を総合的に勘案して、金額配分を行うこととしております。

c. 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が取締役会より諮問を受け、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等は経営に対する独立性、客観性を確保する見地から固定報酬のみで構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し協議にて決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2001年6月30日開催の第45回定時株主総会において、上限は年額2億40百万円（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

また、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度は、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において決議され、本制度に基づく報酬限度額は、上記限度額とは別枠の、年額48百万円以内であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第61回定時株主総会において、上限は年額50百万円として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当

代表取締役社長執行役員 松岡典之

b. 委任された権限の内容

各取締役の具体的な報酬等（非金銭報酬等以外）の額、その算定方法に関する方針の決定

c. 権限を委任した理由

会社経営の最高責任者である代表取締役社長執行役員 松岡典之氏が当社における長年の経営実績により、当社の事情に最も精通していることから、取締役の業績の公正な評価と報酬等の配分を実現し、取締役のモチベーションアップに資するためであります。

d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合はその内容

社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき答申された内容を基に、代表取締役社長執行役員である松岡典之氏が報酬額を決定いたしました。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (社外取締役を除く)	219	219	—	7
監 査 役 (社外監査役を除く)	28	28	—	2
社外取締役	12	12	—	2
社外監査役	8	8	—	2
合 計	268	268	—	13

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 当該事業年度において、賞与は支給しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と、社外取締役の江島貴志氏の重要な兼職先である株式会社シモエ、社外監査役の岡耕一郎氏の重要な兼職先であるせとうち中央法律事務所及び社外監査役の松本久幸氏の重要な兼職先である株式会社 Stand by Cとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	江 島 貴 志	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な元企業経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	中 川 康 明	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、議案審議等につき、アパレル業界における豊富な知識および製品の生産・品質に関する見識に基づき必要な発言を行っております。
社外監査役	岡 耕 一 郎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、法律の専門家としての豊富な経験と見識に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松 本 久 幸	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、会計の専門家としての豊富な経験と見識に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の江島貴志氏及び中川康明氏は、業務執行者から独立した客観的な立場で、取締役会の議案審議等について江島貴志氏は元企業経営者としての豊富な経験、中川康明氏についてはアパレル業界における豊富な知識および製品の生産・品質に関する見識をそれぞれを活かして必要な発言を行ってガバナンスの向上に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営の監督を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 65百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 67百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬等を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務で、報酬等の額は2百万円です。

(4) 子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、茉織華実業（集団）有限公司ほか15社は、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。なお、一部の重要な子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているDeloitte Tohmatsu Limitedのメンバーファームの監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定すると共に、取締役の業務の執行を監督する。
- ② コンプライアンスに関わる規程に基づき、委員会等を設置し、コンプライアンス活動を推進する。
- ③ 内部通報制度の整備により、社員等から法令違反行為の情報提供を受け付けると共に、社内相談窓口を設け、コンプライアンス体制の強化・充実を図る。
- ④ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。
- ⑤ 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ① 社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
- ② 取締役会の諮問機関として、過半数が社外役員で構成される任意の指名報酬委員会を設置する。取締役及び監査役等の選解任に関する基本方針・基準・選定手続等、並びに取締役等の報酬に関する事項の審議を行い、その結果を取締役に答申する。
- ③ グループ全体の経営の基本方針及び経営活動を推進し、重要事項の協議検討機関として、「経営会議」を設置し、定期的に開催する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報等について、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントに関わる規程を整備し、委員会等を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理・報告体制
 - ・グループ会社管理の主管部署を定め、グループ会社経営に関する社内規程に従い、経営管理・経営指導を行う。
 - ・子会社の経営状況について、当社経営陣に対して直接報告される会議を設置し、定期的に開催する。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に対し、事業内容・規模等を考慮の上、リスクマネジメント体制の構築を指導し、定期的に活動状況の報告を受けることにより、グループ全体のリスクを管理する。

- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。子会社の経営上重要事項に関しては、当社の事前承認を要する事項及び当社への報告を要する事項を取り決める。
 - ・ 連結ベースでの経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「VMV（Vision・Mission・Values）・行動基準」を当社グループ共通の基準として子会社に周知し、子会社に対して所在国における法令等を勘案し経営環境に応じた行動規範や各種規程の制定を求める。
 - ・ 子会社の取締役等及び従業員による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備する。
- (6) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役等、従業員及び子会社の監査役は、当社監査役に対し報告すべき法定の事項に加え、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
 - ② 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する。
- (7) 監査役の職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当社は、監査役の求めがある場合、監査役の職務を補助すべき専任スタッフを配置するものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。
 - ② 監査役の専任スタッフは、監査役の指示に従ってその職務を行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は重要な決定及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席するほか、取締役とのミーティング、子会社への往査を実施し、会計監査人と相互に連携を図る。
 - ② 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、情報交換及び連携を図る。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「反社会的勢力排除規程」で定め、反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。「反社会的勢力対応マニュアル」を役員・従業員に周知徹底し、反社会的勢力に対する対応は管理部門と連携し、必要に応じて、早期に顧問弁護士や警察等に相談し適切な措置を講ずる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役会規則に基づき取締役会を開催し、重要事項を決定すると共に取締役の職務執行を監督し、適法性を確保しました。当社とは利害関係を有しない社外取締役が取締役会に参加し、取締役の職務執行の適正性の確保及び効率性の向上を図りました。また、指名報酬委員会は取締役会からの諮問事項に答申しております。さらにはコンプライアンス・リスク管理委員会は従業員に法令遵守についての研修等を実施し、コンプライアンス及びリスク管理への意識の浸透と定着を図りました。
- (2) 役員及び幹部社員をメンバーとする経営会議を原則月1回開催し、当社及び当社グループ全体の経営の基本方針や重要事項の協議・検討等を行いました。子会社の経営状況・活動状況については、原則月1回会議を開催して当社役員に報告されると共に、当社から子会社に取締役及び監査役を派遣することにより業務の適正性を確保しました。
- (3) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席を通じて、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しました。また、会計監査人及び内部監査室と双方向的な情報交換を実施することで内部統制システム全般をモニタリングし、効率的な運用について助言を行いました。
- (4) 社長直轄の内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。

(サステナビリティに関する考え方および取り組み)

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、サステナビリティ指針「服を着る人も作る人も幸せになる社会をつくる」を掲げ、持続的な企業価値の向上と社会課題の解決の両立を実現すべく、サステナビリティ推進体制を強化しております。

当社グループの生産地が日本を離れ、中国、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、インドネシアへと展開し、『ものづくり』を続けた30年超の歴史と、各地で雇用を生み、地域経済を動かし、暮らしを支えることで得られた地域コミュニティや現地従業員との絆が、当社グループのサステナビリティ活動の基礎となり、従業員が働きやすい労働環境を整備し、企業間交流を行うなど人材育成体制を強化しております。

(1) ガバナンス

当社グループは、取締役会の諮問機関として代表取締役社長執行役員の松岡典之を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに係る当社グループの取り組みについて、活動方針の策定および実行に対する評価、提言を行います。また、重要と認識した事項については、戦略・計画に反映し、取締役会へ報告・監督します。

(2) 戦略

当社では、経営戦略の一環として、サステナビリティ活動のなかで3つのマテリアリティを定めております。特定にあたっては、国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsなどを参考に課題項目を洗い出し、自社における重要度やお客様などステークホルダーへの影響と期待を踏まえて重要度の高い要素を抽出、サステナビリティ委員会での議論を経ました。3つのマテリアリティと主な取り組みは以下のとおりです。

マテリアリティ	主な取り組み
1. 顧客が求める良質な製品を提供し続ける	『ものづくり』を取り巻く環境が厳しくなる中でも、創造性を発揮し、継続的な工夫と努力で「顧客が求める良質な製品を提供し続ける」ことに当社の根源価値があります。現中期経営計画においても、コロナ禍や地政学的リスクを乗り越えて、「顧客が欲しいときに欲しいものを欲しい量お届けする」べく、生産拠点網の整備を積極的に進めております。
2. 環境に配慮し生産地域と共存共栄する	当社グループの生産拠点においては、従業員の雇用や教育等を通じて、近隣地域との共存共栄を図っております。環境への配慮においては、生地加工の事業で、環境負荷の少ない非溶剤系製品、非フッ素系製品の開発に努めております。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言における開示要求項目に沿って、分析と取り組みを進めます。
3. 全てのグループ人財がいきいき働く	当社においては、2022年10月に表明した「マツオカコーポレーション健康宣言」の下、健康経営を推進しており、2025年3月に3年連続で「健康経営優良法人2025」に認定されました。また、従業員が快適かつ生産性高く働ける環境の整備を目的とした、本社新社屋の建設を開始しました。当社グループにおいては、多様なバックグラウンド（国籍、文化、宗教等）や知識、経験を持つ人財を有機的に結び付けていくことが重要と考え、多様な人財をワンチームとしてまとめ、グループ目標指針を共有し、共に挑戦し学び合う職場環境を整備しております。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、リスク管理における重要事項の審議と方針の決定は、取締役会に付随する「コンプライアンス・リスク管理委員会」が行います。その下で、サステナビリティに関する、優先的に対応すべきリスクについては、サステナビリティ委員会においてモニタリング・評価を行い、重要と認識された事項については、コンプライアンス・リスク管理委員会および取締役会へ報告します。

(4) 指標及び目標

当社グループは、人的資本に関する指標及び目標として、女性管理職比率の向上を掲げております。出産・育児と仕事の両立支援や適正な労働時間管理等から、女性のキャリア形成支援を推進し、2025年3月時点で43%の当社グループでの女性管理職比率を、2026年3月までに49%に引き上げることを目指します。

本事業報告に記載の金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	47,715	流 動 負 債	22,664
現 金 及 び 預 金	20,151	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,746
受 取 手 形	108	電 子 記 録 債 務	917
電 子 記 録 債 権	1,503	短 期 借 入 金	8,465
売 掛 金	9,787	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,010
商 品 及 び 製 品	4,458	未 払 法 人 税 等	539
仕 掛 品	6,062	賞 与 引 当 金	813
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,669	そ の 他	2,171
そ の 他	1,982	固 定 負 債	9,259
貸 倒 引 当 金	△9	転換社債型新株予約権付社債	750
		長 期 借 入 金	5,518
固 定 資 産	24,738	繰 延 税 金 負 債	533
有 形 固 定 資 産	20,861	退 職 給 付 に 係 る 負 債	547
建 物 及 び 構 築 物	13,840	資 産 除 去 債 務	1,269
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,204	そ の 他	640
土 地	770	負 債 合 計	31,924
建 設 仮 勘 定	925	(純資産の部)	
そ の 他	1,120	株 主 資 本	29,249
無 形 固 定 資 産	2,708	資 本 金	603
投 資 そ の 他 の 資 産	1,168	資 本 剰 余 金	2,277
投 資 有 価 証 券	528	利 益 剰 余 金	26,615
長 期 貸 付 金	676	自 己 株 式	△246
繰 延 税 金 資 産	139	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	8,307
そ の 他	846	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	37
貸 倒 引 当 金	△1,022	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	18
		為 替 換 算 調 整 勘 定	8,409
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△158
		非 支 配 株 主 持 分	2,973
資 産 合 計	72,453	純 資 産 合 計	40,529
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	72,453

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		70,579
売上原価		63,990
売上総利益		6,588
販売費及び一般管理費		6,154
営業利益		433
営業外収益		
受取利息及び配当金	153	
為替差益	3,638	
業務受託手数料	40	
受取賃貸料	14	
補助金の収入	150	
その他	236	
		4,233
営業外費用		
支払利息	237	
債権売却損	95	
持分法による投資損失	31	
支払手数料	9	
撤去費用	48	
その他	46	
		467
経常利益		4,199
税金等調整前当期純利益		4,199
法人税、住民税及び事業税	1,445	
法人税等調整額	209	
		1,654
当期純利益		2,544
非支配株主に帰属する当期純損失		△55
親会社株主に帰属する当期純利益		2,600

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	586	2,260	24,514	△246	27,115
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△499		△499
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,600		2,600
新 株 の 発 行	16	16			33
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	16	16	2,101	△0	2,134
当 期 末 残 高	603	2,277	26,615	△246	29,249

	その他の包括利益累計額					非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 上 償 還 損 益	延 滞 シ 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 整 理 勘 定 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	54	△3	6,211	△113	6,148	2,797	36,061
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△499
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,600
新 株 の 発 行							33
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△16	21	2,197	△44	2,158	175	2,334
連結会計年度中の変動額合計	△16	21	2,197	△44	2,158	175	4,468
当 期 末 残 高	37	18	8,409	△158	8,307	2,973	40,529

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社

21社

主要な連結子会社の名称

茉織華実業(集団)有限公司、上海茉織華服飾有限公司、浙江茉織華貿易有限公司、

嘉興德永紡織品有限公司、宿遷茉織華服装有限公司、

TM Textiles & Garments (HK) Ltd.、MYANMAR POSTARION CO.,LTD、MK APPARELS LTD.、

TM Textiles & Garments Ltd.、ISHUWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD、

PHU THO MATSUOKA CO.,LTD、BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD、

JDT VIETNAM CO.,LTD、AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD、

THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD、

PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数

1社

主要な会社等の名称

浙江舒海堂家紡制品有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、MYANMAR POSTARION CO.,LTDが連結決算日と一致しており、その他の連結子会社の決算日はすべて12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～45年

機械装置及び運搬具 4年～ 8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点において収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…原材料輸出による外貨建債権、製品輸入による外貨建仕入債務

b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

c. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(ハ)ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引、金利上昇リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。なお、ヘッジ対象の外貨建予定取引とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	20,861
無形固定資産	2,708
減損損失	—

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法及び(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ②のれんの償却方法及び償却期間」に記載のとおり、有形固定資産及び無形固定資産は規則的に減価償却しております。

固定資産の減損会計の適用にあたっては、主として会社別にグルーピングを行い、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該金額を減損損失として計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

収益性の低下の評価に用いる将来キャッシュ・フローは、各社及び各工場の事業計画等に基づき見積もっております。

事業計画等では、将来の受注見込みや、海外工場での人件費を中心とした費用の見積りに一定の仮定をおいており、その仮定には不確実性が伴っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定について、経営環境の変化等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100百万円
建物及び構築物	227百万円
土地	197百万円
無形固定資産（土地使用权）	304百万円
計	829百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	6,250百万円
1年内返済予定の長期借入金	780百万円
長期借入金	4,193百万円
計	11,224百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,169百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,532,600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	499	50	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 939百万円
- ② 1株当たり配当額 90円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 872,600株

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行残高7億5千万円）には希薄化を可能な限り抑制することを目的として取得条項（現金決済条項）が設定されているものの、新株予約権の目的となる株式の数は株式に転換される可能性がある最大の株式数で計算しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に衣料品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、取引先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であるため、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、貸付先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替相場の変動リスクに晒されているものの、必要に応じて為替予約を利用することによりヘッジしております。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に運転資金及び国内外投資に係る調達資金であり、このうち一部の借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されているものの、必要に応じて金利スワップを利用することによりヘッジしております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた社内規程に従って実需の範囲内で行っております。また、デリバティブ取引の利用に際しては、契約先を信用度の高い取引先に限定することで信用リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	324	324	－
(2) 長期貸付金	676		
貸倒引当金 (*3)	△676		
	－	－	－
資産計	324	324	－
(1) 転換社債型新株予約権付社債	750	750	－
(2) 長期借入金 (*4)	6,529	6,500	△29
負債計	7,279	7,250	△29
デリバティブ取引(*5)	26	26	－

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表の計上額は以下のとおりであります。

非上場株式等 204百万円

(*3) 長期貸付金に個別で計上している貸倒引当金を控除しております。

(*4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	217	－	107	324
デリバティブ取引 金利関連	－	26	－	26
資産計	217	26	107	351

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
転換社債型 新株予約券付社債	—	750	—	750
長期借入金	—	6,500	—	6,500
負債計	—	7,250	—	7,250

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は上場株式及び出資金になります。

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

出資金は、純資産に基づく評価技法で算定しており、重要な観察できないインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金は破綻懸念先等に対する債権であり、回収見込額に基づいて貸倒引当額を算定しております。このため、時価は長期貸付金計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該金額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、複数国の海外生産拠点によってアパレルOEM事業を営んでおり、グローバルな拠点展開がビジネスモデルの基盤であることから、顧客との契約から生じる収益を製品の生産国別に分解して記載しております。

なお、当社グループの報告セグメントは、アパレルOEM事業のみの単一セグメントであります。

(単位：百万円)

生産国	売上高
中国	25,709
ベトナム	20,143
バングラデシュ	18,562
インドネシア	2,950
ミャンマー	3,213
顧客との契約から生じる収益	70,579
その他の収益	—
外部顧客への売上高	70,579

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、アパレルOEM事業を営んでおり、アパレルメーカー、商社及び量販店からの発注を受け、アパレル製品の製造及び販売を行っております。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点において収益を認識しております。

アパレル製品に関する取引の対価は、製品の受け渡し後6か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

なお、一部顧客との取引で、アパレル製品の製造に使用する資材を有償で支給されている契約があり、この資材代金は、取引価格から減額しております。

また、顧客との約束が他の当事者を通じて行われる履行義務である場合、顧客との取引価格で収益を計上し、他の当事者の得る額は支払手数料として処理しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	344
売掛金	9,110
電子記録債権	1,484
	10,938
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	108
売掛金	9,787
電子記録債権	1,503
	11,400

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年以内の契約のみであるため、実務上の便法を適用し、当該注記の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,598円26銭
1 株当たり当期純利益	259円47銭

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,412	流 動 負 債	15,769
現金及び預金	3,249	支払手形	12
受取手形	65	電子記録債権	917
電子記録債権	1,503	買掛金	5,472
売掛金	6,035	短期借入金	7,500
商品及び製品	2,550	1年内返済予定の長期借入金	1,010
仕掛品	3,948	未払金	423
原材料及び貯蔵品	46	未払費用	124
前払渡金	802	未払法人税等	142
前払費用	45	賞与引当金	90
未収入金	530	その他の	75
その他の金	531		
貸倒引当金	△9	固 定 負 債	7,069
		転換社債型新株予約権付社債	750
固 定 資 産	25,609	長期借入金	5,518
有 形 固 定 資 産	1,416	退職給付引当金	223
建物	233	その他の	576
工具、器具及び備品	25		
土地	476	負 債 合 計	22,839
建設仮勘定	669	(純資産の部)	
その他の	9	株 主 資 本	23,114
無 形 固 定 資 産	222	資 本 金	603
ソフトウェア	87	資 本 剰 余 金	2,421
その他の	29	資本準備金	597
その	105	その他の資本剰余金	1,824
投資その他の資産	23,970	利 益 剰 余 金	20,335
投資有価証券	399	利益準備金	15
関係会社株	4,801	その他の利益剰余金	20,320
関係会社出資	13,979	別 途 積 立 金	1,500
関係会社長期貸付金	5,487	繰越利益剰余金	18,820
繰延税金資産	97	自 己 株 式	△246
関係会社長期未収入金	1,254	評価・換算差額等	68
その他の	867	その他の有価証券評価差額金	50
貸倒引当金	△1,805	繰延ヘッジ損益	18
		純 資 産 合 計	23,182
資 産 合 計	46,022	負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,022

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,667
売上原価		34,311
売上総利益		2,356
販売費及び一般管理費		1,997
営業利益		358
営業外収益		
受取利息及び配当金	647	
為替差益	1,648	
業務受託手数料	36	
その他	156	2,488
営業外費用		
支払利息	98	
債権売却損	95	
支払手数料	9	
撤去費用	48	
その他	5	257
経常利益		2,590
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	530	530
税引前当期純利益		2,060
法人税、住民税及び事業税	749	
法人税等調整額	11	761
当期純利益		1,298

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利 別 途 積立金	益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	586	580	1,824	2,405	15	1,500	18,021	19,536	△246	22,282
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△499	△499		△499
当 期 純 利 益							1,298	1,298		1,298
新 株 の 発 行	16	16		16						33
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	16	16	－	16	－	－	799	799	△0	832
当 期 末 残 高	603	597	1,824	2,421	15	1,500	18,820	20,335	△246	23,114

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	60	△3	57	22,339
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△499
当 期 純 利 益				1,298
新 株 の 発 行				33
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△10	21	11	11
事業年度中の変動額合計	△10	21	11	843
当 期 末 残 高	50	18	68	23,182

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

15年～38年

工具器具備品

4年～ 8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は退職給付引当金及び退職給付費用の算定に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点において収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…原材料輸出による外貨建債権、製品輸入による外貨建仕入債務

b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

c. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(ハ)ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引、金利上昇リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。なお、ヘッジ対象の外貨建予定取引とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却をしております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
(貸借対照表)	
関係会社株式	4,801
関係会社出資金	13,979
関係会社長期貸付金	5,487
関係会社長期未収入金	1,254
貸倒引当金（注1）	△1,219
(損益計算書)	
関係会社株式評価損	—
関係会社貸倒引当金繰入額	530

(注1) 関係会社長期貸付金、関係会社長期未収入金に対する引当金残高を記載しております。

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社の財政状態が悪化した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、投資の相当の減額を行い、当該金額を関係会社株式評価損として計上しております。

また、関係会社に対する債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社の財政状態の悪化及び回復の可能性は、各社及び各工場の事業計画等に基づき見積っております。

事業計画等では、将来の受注見込みや、海外工場での人件費を中心とした費用の見積りに一定の仮定をおり、その仮定には不確実性が伴っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の仮定について、経営環境の変化等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100百万円
建物	158百万円
土地	197百万円
計	455百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	6,250百万円
1年内返済予定の長期借入金	780百万円
長期借入金	4,193百万円
計	11,224百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 686百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	811百万円
短期金銭債務	3,770百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

商品売上高	178百万円
原材料有償支給高	2,141百万円
製品仕入高	19,123百万円
その他	2,813百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息及び配当金	608百万円
-----------	--------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	95,162株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	11百万円
貸倒引当金	563百万円
減損損失	88百万円
関係会社株式等評価損	935百万円
会員権評価損	21百万円
退職給付引当金	70百万円
役員退職慰労引当金相当額	83百万円
その他	352百万円
繰延税金資産小計	2,126百万円
評価性引当額	△1,986百万円
繰延税金資産合計	139百万円

繰延税金負債

その他	△41百万円
繰延税金負債合計	△41百万円
繰延税金資産の純額	97百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の 内 容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
子会社	上海茉織華 服飾有限公司	アパレル OEM 事業	(所有) 直接 25.0 間接 75.0	製 造 委 託	製品等の 仕入 (注) 1	7,427	買掛金	1,134
	浙江茉織華貿易有限 公司	アパレル OEM 事業	(所有) 間接 100.0	製 造 委 託	製品等の 仕入 (注) 1	1,192	買掛金	764
	AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	アパレル OEM 事業	(所有) 直接 100.0	製 造 委 託	製品等の 仕入 (注) 1	3,279	買掛金	461
					資金の貸付 の増減	△34	関係会社 長期貸付金	2,673
	PHUTHO MATSUOKA CO.,LTD	アパレル OEM 事業	(所有) 直接 100.0	製 造 委 託	製品等の 仕入 (注) 1	2,088	買掛金	480
	MYANMAR POSTARION CO.,LTD	アパレル OEM 事業	(所有) 直接 100.0	製 造 委 託	運転資金の 補填	18	関係会社 長期 未収入金 (注) 3	478
	MATSUOKA APPARELS LTD.	アパレル OEM 事業	(所有) 直接 100.0	製 造 委 託	運転資金の 補填	△8	関係会社 長期 未収入金 (注) 4	633
	JDT VIETNAM CO.,LTD	アパレル OEM 事業	(所有) 間接 97.8	製 造 委 託	資金の貸付 の増減	△98	関係会社 長期貸付金	623
	MK APPARELS LTD.	アパレル OEM 事業	(所有) 間接 100.0	製 造 委 託	製品等の 仕入 (注) 1	1,886	前渡金	661
	ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	アパレル OEM 事業	(所有) 直接 100.0	製 造 委 託	資金の貸付 の増減	1,105	関係会社 長期貸付金	1,736
					増資の引受 (注) 2	107	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
2. 増資の引受については、同社が行った増資を当社が引き受けたものであります。
3. 同社への関係会社長期未収入金に対し、478百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において317百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4. 同社への関係会社長期未収入金に対し、633百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において212百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結計算書類と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,221円12銭
1株当たり当期純利益	129円56銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書				
2025年5月26日				
株式会社マツオカコーポレーション 取締役会 御中				
有限責任監査法人 トー マ ツ 広 島 事 務 所				
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	平	岡	康 治
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	宮	本	芳 樹
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	室	井	秀 夫
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツオカコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。				

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書				
株式会社マツオカコーポレーション 取締役会 御中			2025年5月26日	
有限責任監査法人トーマツ 広島事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岡康治		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本芳樹		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室井秀夫		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社マツオカコーポレーション 監査役会

常勤監査役 栗 山 文 宏 ㊞

常勤監査役 郷 英 訓 ㊞

社外監査役 岡 耕 一 郎 ㊞

社外監査役 松 本 久 幸 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、事業の持続的成長のための新規投資や、財務の健全性、経営環境の変化に耐え得る経営基盤充実のための内部留保とのバランスを総合的に考慮しながら、連結配当性向30%を目安に経営成績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

第69期の期末配当につきましては、株主への利益還元と将来の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金90円

総額 939,369,420円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	まつ おか のり ゆき 松 岡 典 之 (1957年1月24日生) 再 任	1995年1月 当社 専務取締役 2000年6月 当社 代表取締役社長 2001年6月 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 （現任） 2014年6月 当社 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2016年6月 当社 代表取締役社長 2018年6月 当社 代表取締役社長CEO 2021年6月 当社 代表取締役社長 2022年6月 当社 代表取締役社長CEO兼COO 2024年4月 当社 代表取締役社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President	1,241,300株
【取締役候補者とした理由】 2000年6月の当社代表取締役社長就任以降、長年にわたりグループ全体のトップとして経営の指揮を執り、企業経営者としての豊富な経験とアパレルや縫製に対する高い見識を備え、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。取締役として相応しい人格を兼ね備え、当社グループの持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	わた なべ あつ し 渡 邊 篤 史 (1979年12月17日生) 再 任	2002年 4 月 当社 入社 2017年 4 月 当社 営業本部 営業 3 部 部長 2018年 7 月 当社 執行役員 事業 3 部統括 2019年 7 月 当社 上席執行役員 事業 3 部統括 2021年 4 月 当社 上席執行役員 事業 1 部統括 2023年 4 月 当社 執行役員 営業本部長代理 2024年 4 月 当社 常務執行役員 事業本部長 兼 事業 1 部長 2024年 6 月 当社 取締役 常務執行役員 事業本部長 兼 事業 1 部長 2025年 4 月 当社 取締役 常務執行役員 事業本部長 兼 事業 1 部長 兼 営業 3 部長 (現任)	39,400株
	【取締役候補者とした理由】 2002年の入社以来、長年にわたり営業部門でキャリアを重ね、現在は当社事業本部の責任者として営業部門を統括しております。これまで培ってきた知識と経験、リーダーシップの発揮や、意思決定と業務執行の監督を通じ、当社グループのさらなる飛躍と持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
3	た むら やす はる 田 村 保 治 (1959年4月13日生) 再 任	1982年 4 月 榎山株式会社（現 株式会社オンワード ホールディングス）入社 2012年 3 月 オンワード商事株式会社 取締役 西日本販売部 統括部長 2016年 3 月 同社 常務取締役 営業本部長 2018年 3 月 同社 代表取締役社長 2020年 3 月 同社 代表取締役会長 2021年 3 月 株式会社オンワードホールディングス 専務執行役員 法人ビジネス担当 兼 オンワード商事株式会社 代表取締役会長 2022年 3 月 株式会社オンワードホールディングス 特別顧問 2023年 3 月 当社 入社 2023年 4 月 当社 グループ経営管理室 室長 2023年 6 月 当社 取締役（グループ経営管理室管掌） 2024年 4 月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画室長 兼 人事部部長 2025年 4 月 当社 取締役 常務執行役員 経営企画部長 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 長年培ったアパレルに対する高い見識および元企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮し、持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4	ば ば まこと 馬 場 誠 (1957年2月25日生) 再 任	1975年4月 ハチダイヤ株式会社 入社 1986年1月 当社 入社 2005年6月 当社 取締役 生産管理部長 2006年4月 当社 取締役 生産本部長 2013年7月 嘉興茉織華華為制衣有限公司 董事 2014年6月 当社 取締役 生産部長 兼 最高生産責任者 2016年6月 当社 常務取締役 生産本部長 2018年7月 当社 上席執行役員 事業4部 生産担当 PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA DIRECTOR 2022年7月 当社 上席執行役員CPO 2023年4月 当社 執行役員CPO 2023年6月 当社 取締役CPO（生産本部管掌） 2024年4月 当社 取締役 上席執行役員 事業本部 生産技術担当 2025年4月 当社 取締役 上席執行役員 事業本部 事業1部 生産技術担当（現任）	37,000株
【取締役候補者とした理由】 1986年の入社以来、縫製現場での技術指導・管理に携わり、当社生産部門の第一人者として長年にわたり製品の品質・生産性向上にリーダーシップを発揮しております。新設工場を軌道に乗せ、また改めて品質・生産性向上に注力し、当社グループの企業価値向上を図るため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
5	かね こ ひろ ゆき 金 子 浩 幸 (1969年12月10日生) 再 任	2005年 4 月 株式会社サザビー（現 株式会社サザビー リーグ）入社 2016年10月 当社 入社 2017年 4 月 当社 管理本部 経理財務部 部長 2018年 7 月 当社 執行役員 管理部担当 2021年 4 月 当社 執行役員 管理本部担当 2021年 6 月 当社 取締役（管理本部管掌） 2022年 6 月 当社 取締役ＣＦＯ（管理本部管掌） 2023年 4 月 当社 取締役ＣＦＯ（グループ管理本部管掌） 2024年 4 月 当社 取締役 上席執行役員 管理本部 経理財務担当 2025年 4 月 当社 取締役 上席執行役員 経理財務部 長（現任）	500株
【取締役候補者とした理由】 2016年の入社以来、一貫して経理財務や総務人事部門の責任者を務め、当社の成長に貢献してきました。経営および経理財務に対する幅広い経験と知識を有しており、当社グループの管理体制のさらなる充実のため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
6	まつ おか たつ のり 松 岡 辰 徳 (1983年5月13日生) 再 任	2006年 5 月 当社 入社 2011年 1 月 MK APPARELS LIMITED Managing Director 2012年 7 月 当社 執行役員 東南アジア地域担当 2015年 7 月 当社 執行役員 海外事業統括部長 2016年 6 月 当社 取締役 2018年 7 月 当社 上席執行役員 事業1部統括 2021年 4 月 当社 上席執行役員 事業2部統括 2023年 4 月 当社 執行役員 中国地域統括 2024年 4 月 当社 上席執行役員 管理本部 総務部部长 2024年 6 月 当社 取締役 上席執行役員 管理本部 総務部部长 2025年 4 月 当社 取締役 上席執行役員 総務人事部長 (現任)	80,000株
	【取締役候補者とした理由】 中国、バングラデシュなど当社海外拠点の統括を歴任し、グローバルな視座と経験を有しております。海外拠点での経営管理を通じて培った知見と見識を以って、当社グループのグローバルな経営体制を推進するため、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
7	え し ま た か し 江 島 貴 志 (1971年10月22日生) 再 任	1996年 8 月 オカノハイテック株式会社 (現 オー・エイチ・ティ株式会社) 入社 2008年12月 同社 代表取締役 2013年10月 同社 取締役 営業本部長 2015年 1 月 株式会社誠和 入社 事業統括本部長 2015年 5 月 同社 取締役 事業統括本部長 2015年 6 月 当社 監査役 2017年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2023年 8 月 株式会社シモエ 取締役副社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シモエ 取締役副社長	0株
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。経験を活かしてガバナンスの向上に努め、少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。	
8	なか がわ やす あき 中 川 康 明 (1954年12月23日生) 再 任	1978年 4 月 榎山株式会社 (現 株式会社オンワードホールディングス) 入社 2007年 9 月 オンワード商事株式会社 企画統括部長 2008年 3 月 同社 取締役 S P事業本部長 2014年 3 月 同社 取締役 国際部部長 2019年 6 月 当社 社外取締役 (現任)	0株
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 アパレル業界における豊富な知識および製品の生産に関する見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。経験を活かしてガバナンスの向上に努め、少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
9	ニクライ ペーテル (1973年12月19日生) 新 任	2000年 4 月 日本キャップジェミニ・アーンストアンドヤング株式会社 入社 2006年 5 月 クレディ・スイス証券ジャパン株式会社 入社 2008年 4 月 株式会社シェーンコーポレーションジャパン 入社 2010年 5 月 株式会社ベルリッツコーポレーション 入社 2012年 6 月 株式会社INCJ (旧産業革新機構) 入社 2018年 4 月 同社 マネージングディレクター 2020年11月 株式会社JICキャピタル 入社 マネージングディレクター 2023年11月 株式会社INCJ (旧産業革新機構) 入社 執行役員マネージングディレクター 2025年 5 月 ルネサス エレクトロニクス株式会社 入社 シニアダイレクター (現任) (重要な兼職の状況) ルネサス エレクトロニクス株式会社 シニアダイレクター	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 金融機関やファンド業界における豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。経験を活かしてガバナンスの向上に努め、少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 江島貴志氏、中川康明氏及びニクライ ペーテル氏は、社外取締役候補者であります。なお、江島貴志氏及び中川康明氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。また、ニクライ ペーテル氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 江島貴志氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。なお、江島貴志氏は当社の社外取締役就任前は、当社の社外監査役であり、その在任期間は2年でありました。また、中川康明氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって6年になります。
4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第28条第2項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき江島貴志氏及び中川康明氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。またニクライ ペーテル氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、選任された取締役候補者は全員当該保険契約の被保険者に含められます。また、次の更新時には同内容での更新が予定されております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	く り や ま ふ み ひ ろ 栗 山 文 宏 (1952年11月3日生)	1975年 4 月 株式会社ワールド 入社 2005年 6 月 株式会社ワールド 執行役員 2008年12月 上海世界聯合服装有限公司 董事長 世界時興（上海）貿易有限公司 董事長 2014年 2 月 当社 顧問 2014年 6 月 当社 取締役副社長 2016年 6 月 当社 顧問 2017年 6 月 当社 監査役（現任）	20,000株
	【監査役候補者とした理由】 他社で長年培ったアパレルに対する高い見識と経営に対する経験と知識を有し、過去に当社グループの経営に参画した経験があり、これらの高い見識と経験・知識を当社グループの監査体制に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	うえ の けん じ 上 野 健 次 (1951年4月3日生) 新任	1975年4月 東レ株式会社 入社 2003年3月 東麗（中国）投資有限公司（東京駐在） 総経理補佐 兼 東レ株式会社 繊維事業本 部繊維事業企画G 主幹 2006年6月 東レ株式会社 繊維事業本部海外繊維事業 部長 2008年6月 同社 国際部門長兼国際部長 2009年6月 同社 取締役 国際部門長兼国際部長 2010年6月 同社 取締役 繊維事業本部 海外繊維事業 担当 2011年6月 同社 常任理事 繊維事業本部 海外繊維事 業担当 2016年6月 同社 常任理事退任 2020年7月 当社 顧問	0株
【社外監査役候補者とした理由】 繊維事業における高い見識、経営に対する経験・知識及び当社グループの経営に参画してきた経験 と事業への理解を当社グループの監査体制に活かしていただくため、新たに選任をお願いするもの であります。上記の実務経験の他、これまでの知見を活かして当社グループに顧問として携わった 実績等を総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断して おります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	おか こういちろう 岡 耕一郎 (1975年4月24日生) 再 任	2004年10月 弁護士登録 2010年 7 月 日東製網株式会社 監査役 2010年10月 岡耕一郎法律事務所（現 セとうち中央法律事務所） 所長（現任） 2012年 6 月 当社 社外監査役（現任） 2015年 7 月 日東製網株式会社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) セとうち中央法律事務所 所長	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社グループの監査体制に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実務経験の他、これまでの当社グループの監査に携わった実績等を総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4	まつ もと ひさ ゆき 松 本 久 幸 (1971年8月2日生) 再 任	1994年 4 月 信用組合関西興銀 入行 2000年10月 中央青山監査法人 入所 2004年 4 月 公認会計士登録 2005年10月 株式会社KPMG FAS 入社 2010年 1 月 株式会社Stand by C 代表取締役 (現任) 2014年10月 税理士登録 2017年 6 月 当社 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Stand by C 代表取締役	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社グループの監査体制に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。上記の実務経験の他、これまでの当社グループの監査に携わった実績等を総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上野健次氏、岡耕一郎氏及び松本久幸氏は、社外監査役候補者であります。なお、岡耕一郎氏及び松本久幸氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。また上野健次氏についても、選任が承認された場合、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 岡耕一郎氏及び松本久幸氏は現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、それぞれ本総会の終結の時をもって13年及び8年となります。
4. 当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第36条第2項において、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき栗山文宏氏、岡耕一郎氏及び松本久幸氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、諸氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また上野健次氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、選任された監査役候補者は全員当該保険契約の被保険者に含められます。また、次回更新時には同内容での更新が予定されております。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案の候補者に期待される主な専門性・経験等

	氏 名	当社における 役職	企業経営	営業	生産 品質 技術	海外事業	財務 会計	人事 法務 コンプライアンス	サステナビリティ ESG	ICT DX
取締役	松岡 典之	代表取締役	○	○	○	○				
	渡邊 篤史	取締役		○		○				○
	田村 保治	取締役	○	○				○	○	
	馬場 誠	取締役			○	○			○	
	金子 浩幸	取締役					○		○	○
	松岡 辰徳	取締役				○		○	○	
	江島 貴志	社外取締役	○		○					○
	中川 康明	社外取締役		○	○	○				
	ニコライ ペーテル	社外取締役	○			○	○			
監査役	栗山 文宏	常勤監査役	○	○		○				
	上野 健次	常勤社外監査役		○	○	○				
	岡 耕一郎	社外監査役	○				○	○		
	松本 久幸	社外監査役					○	○		○

(注) 上記は、各人が持つ全ての専門性・経験を示すものではなく、当社の経営戦略の推進にあたり、期待される専門性・経験等を示しています。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬のうち、金銭報酬（基本報酬および賞与）については、2001年6月30日開催の第45回定時株主総会において「上限は年額2億40百万円（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）」として決議され今日に至っておりますが、その後の取締役の増員、経済情勢および経営環境の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を「上限は年額3億円（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）（うち社外取締役分は年額30百万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

また、当社は2021年2月12日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は事業報告14頁から15頁に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該方針に沿うものであるとの指名報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、取締役の個人別の報酬を定めるために必要かつ相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役は3名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 広島県福山市三之丸町 8 番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間
電話 084-922-2121 (代表)



【交 通】 <JRご利用の場合>
・山陽新幹線・山陽本線・福塩線 福山駅より徒歩 1 分
<お車でお越しの場合>
・山陽自動車道福山東 I. C. より15分

車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。